

告 五 板・こ ちばと



### 国民年金に

## 漏れなく加入を

現在はずべての人が年金制度に加入し漏れなく所得の保障を受ける時代となっております。

会社や官庁に勤めている方は、就職と同時に自動的に加入し、掛け金は毎月給料から天引きされています。しかし国民年金は加入対象者がばらばらに存在していることから、必ず本人から加入の届け

出をさせる方法をとっています。ところで国民年金(拠出制)の名令年金を受けるためには、掛け金を支払った期間(または掛け金の免除を受けた期間を含む)が最低二十五年あることが必要です。ただし昭和五年四月一日以前に生れた方は、その期間が二十四年から

十年まで生年に応じて短かくされています。

他の年金制度の加入者や、その配偶者を除いて、当然国民年金の加入対象者でまだ加入手続きをされていない方は、少なくとも昨年四月分から六十才に達するまでの間、掛け金が一月でも滞納となつておれば老令年金は支給されないうこととなります。安心して老後を過ごすためみんなが国民年金に加入してください。

### 掛け金は忘れずに

掛け金の納め忘れはありませぬか!!  
四十年度も三月末で終りとなります。  
国民年分の内容も大巾に改善されて、二十五年掛

けで現在の二千元が五千円と二倍半に引きあげられます。このように年金の給付金は五年毎に改められ改善されてゆき、ますます有利

「以外の内地米を原料とした精米と、並米扱いの準内地米です。また、配給価格も改正され、高知は乙地で、上米二千二百五十円(十キロ当り)、並米二千七百七十五円、徳用米九百七十円、水稲もち千四百五十円、陸稲もち千三百七十円です。

### 変つた配給米の

#### 種類と価格

ことしの一月から、配給米の種類と価格が変わりました。まず配給米の種類は、昨年までの「特せん米」と「普通米」をやめて、新たに「上米」と「並米」を設け、従来「徳用米」と合せて三品目となりました。「上米」は、消費者の品質のよい米についての需要にこたえるため、内地米の水稲うる

「徳用米」は、「上米」と「並米」今までの特せん米と普通米との中間くらいの精米です。「並米」は、内地米の水稲うるち一五等玄米を原料とした、四一五等玄米を原料とした精米を主体に、これに内地米扱いの輸入米を加えたものです。

## 農地報償金の請求を早く

ただいま受け付け中! 提出が余りかんばしくありません

農地被買収者等に対する給付金支給に(農地被買収者等に対する給付金支給に)は昨年八月より受付をいたしてあります。申請書の提出が余りかんばしくありません

ん。ご承知のとおり提出期限は四十二年三月三十一日となっております。申請に関する一切の事務が打ち切りとなりますので、給付金の受給資格のある方はなるべく早く給付の申請書を提出してください。申請をしなかつたり、申請をし

### 給付金の

#### 受給資格は

農地の被買収者(旧地主)旧自衛法第3条第1項、もしくは第5項、または農地法施行法第2条第1項第1号の規定により買収されたもので買収された農地の面積が一セ(畝)以上のものです。なお、給付金の請求事務は市役所で行っています。関係書類を必要とする方、またくわしいことは市農業委員会事務局へご連絡ください。

### 住所変更の

#### 届きは確実に

十四日以内に

転入転居などで住所を変更したときは、十四日以内に新しい住所の市役所(町村役場)にその旨の届け出をしなければなりません。

この届け出をしないと、掛け金の二重払いをしなければならなくなつたりして、不利となる場合もあります。国民年金は大きな財産です。

住所を変えられたときは、この財産もいっしょに持っていられるよう住所変更届を忘れずに出して